

平成29年度大阪府教育委員会スクールソーシャルワーカー募集案内

大阪府教育委員会

大阪府内（大阪市・堺市を除く。）の市町村教育委員会に派遣するスクールソーシャルワーカーを募集します。

1 応募資格

応募資格は、次の要件をすべて満たす者に限ります。

- (1) 社会福祉に関して専門的な知識・経験を有する者（社会福祉士及びそれに準ずると認められる者）で、過去に小・中学校等において相談・援助活動をした経験のある者
- (2) スクールソーシャルワーカーとして職務を遂行するために必要な熱意、識見を有する者
- (3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条（裏面参照）のいずれにも該当しない者

2 職務内容

- (1) 学校及び市町村教育委員会、関係機関等とのコーディネート
- (2) 教職員研修等での講義及び模擬ケース会議等の実施
- (3) 校内及び小・中学校が合同で実施するケース会議等における福祉的視点からのアセスメントとプランニング
- (4) スクールカウンセラーとの連携
- (5) 大阪府教育庁が主催する研修会等への参加
- (6) その他、大阪府教育庁が必要と認めるもの

3 募集予定者数

30名程度（今後、変更する場合があります。）

4 応募の手続

持参受付は行いませんので、必ず郵送で申し込んでください。

あて先	〒540-8571 大阪府中央区大手前2丁目 大阪府教育庁 市町村教育室 小中学校課 生徒指導グループ
受付期間	平成28年12月5日（月）から平成29年1月23日（月）まで（1/23日必着）
申込方法	必ず「簡易書留」で、長形3号封筒（12cm×23.5cm）の表側に「選考申込」と朱書きしたもので、下記提出書類に必要な事項を記入のうえ提出してください。
提出書類	① 平成29年度大阪府教育委員会スクールソーシャルワーカー応募用紙 ② 返信用封筒1通（長形3号封筒（12cm×23.5cm）に82円切手を貼り、住所、氏名を明記したもの）

5 選考日時・場所等

- (1) 日時
平成29年2月4日（土）・5日（日）のどちらか1日 ※集合日時は別途通知します。
- (2) 会場
大阪府庁 咲洲庁舎（大阪市住之江区南港北1-14-16）
- (3) 選考方法
個人面接を実施します。（1人15分程度）
- (4) 選考基準（主な評価の観点）
 - ① 児童生徒等の支援について、福祉的な視点から学校と関係機関とをコーディネートし、ケース会議等を通じて、教職員等へ適切なアドバイスができるか。
 - ② 教育問題に造詣が深く、親身になって教職員、子ども、保護者の相談に積極的に応じられるか。

- ③ 幅広い識見を持って主体的、自律的に活動を行いながら、教職員と密接に連携して組織的な対応を図ることができるか。

6 選考結果の通知

平成29年2月17日（金）に、受験者全員に対し結果通知書を郵送します。また、大阪府教育庁市町村教育室小中学校課ホームページにおいて、合格者の受験番号を発表します。

（URL <http://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/>）

※ インターネット検索の場合は、「大阪府 小中学校課」と入力してください。

7 身分及び派遣までの手続き

(1) 選考の結果、合格者を派遣候補者名簿に登録します。登録の有効期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までです。

(2) 派遣候補者名簿に登録された者のうちから市町村教育委員会へ派遣されることが決定した者に、大阪府教育庁から「スクールソーシャルワーカー」を委嘱します。

(3) 市町村教育委員会への派遣は、平成29年4月1日付けを予定しており、該当者には、平成29年2月17日（金）に郵送により通知します。

なお、派遣候補者名簿に登録された場合であっても、欠員の状況により派遣されないことがあります。

8 派遣の条件等

(1) 派遣期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日までです。

(2) 報償（謝礼）

平成28年度採用者は1時間につき3,700円です。通勤に要する経費の支給はしません。なお、平成29年度の報償等は、教育庁が定めるところにより変更する場合があります。

(3) 派遣時間・回数

1日あたり6時間で、派遣回数は年間10～35回程度を予定していますが、変更する場合があります。

9 注意事項

(1) 応募用紙等に虚偽の記載があった場合は、すべて無効となります。また、派遣候補者名簿に登録後、非違行為その他採用することが適当でない認められる事由が判明した場合は、登録を取り消すことがあります。

(2) 提出書類等については、返却いたしません。

(3) 返信用封筒には、住所、氏名を記入してください。住所には、マンション名、号室、〇〇方等まで記入してください。

(4) 選考会場への電話照会は厳禁とします。

参考

地方公務員法第16条

次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

1 成年被後見人又は被保佐人※

2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

3 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

4 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者

5 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※ 「成年被後見人又は被保佐人」には、民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者を含みます。

《問い合わせ先》

大阪府教育庁 市町村教育室 小中学校課 生徒指導グループ

電話番号 06-6944-3823